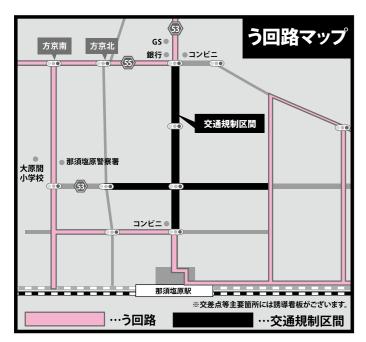


自転車レースの開催に伴い

▶問い合わせ

○那須塩原クリテリウム・那須ロードレー ス実行委員会 ☎070(1067)1332 図スポーツ振興課 ☎0287(37)5439

自転車レース「那須塩原クリテリウム | の開催に伴い、那須塩原駅西口周辺道路が交通規制されます。当日は周辺道路を う回してください。また、公共交通も一部う回路運行となる路線があるので、利用の際は注意してください。



とき **6月10**日生

午前7時45分~ 午後5時30分

<公共交通:う回路運行>

〇ゆ~バス(黒磯西那須野線)

西那須野駅行 那須塩原駅 17:05発便まで 黒磯駅行 全便

- ※方京一丁目、JA東那須野停留所は利用できません。
- ▶問い合わせ JRバス関東 ☎0287(36)0109

〇予約ワゴンバス(湯宮線)

上り線 3・7便 下り線 4・8便

- ※方京一丁目停留所は利用できません。
- ▶問い合わせ 藤交通 ☎0287(63)0444

○東野交通路線バス(那須線)

- ※上記時間中の便は、伊野田眼科クリニック前停留所は利 用できません。那須塩原駅を利用してください。
- ▶問い合わせ 東野交通黒磯営業所 ☎0287(62)0858



誰もがきらりセミナー 「女性のためのプチ起業講座

▶申し込み・問い合わせ 冠市民協働推進課 **☎**0287(62)7019

「自分らしく働く」を起業で実現! 自分の興味・関心や特技を活かしながら、自分らしく働きたい女性のためのセミナー を開催します。仕事も私生活も更に充実させた人生全体を思い描き、一歩を踏み出してみませんか。

▶とき 第1回 7月1日出午前10時~正午

第2回 7月15日出午前10時~正午(全2回)

- ▶ところ 西那須野公民館 講座室
- ▶テーマ ・起業をきっかけに、人生全体を充実させよう
 - ・自分の「やってみたい」の源から起業の方向性を考えよう
 - ・自分らしい起業をしよう
- ▶対象 市内在住・市内勤務の女性
- ▶参加費 無料
- ▶定員 20人程度 ※定員になり次第締め切り。
- ▶講師 近藤 千園氏(C.K.コンサルティング&コーチング代表)
- ▶申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入の上、申し込み
- ▶申込期限 6月20日(以)
- ▶その他 無料託児あり(定員5人)





昨年は「男性の本 音、女性の本音| と題して、家事育 児コミュニケー ションを学ぶ講座 を開催しました



後期高齢者医療保険料

4月から軽減率が変わりました

▶問い合わせ **邓課税課 2**0287(62)7120

所得の低い人や、後期高齢者医療保険に加入する前日(一般的には75歳になる前日)に家族の会社の健康保険などの被 扶養者だった人は、保険料が軽減されています。4月より軽減が見直され、保険料が変わりました。保険料は、所得に応 じた所得割額と、加入者が定額を負担する均等割額の合計額となり、個人ごとに計算されます。

所得の低い人

変更1

所得割額の軽減率が5割から2割へ

※所得割額を負担する人のうち、総所得金額等から基礎控 除額(33万円)を差し引いた額が58万円以下の場合。

変更2

均等割額の軽減判定所得基準が引上げ られ、軽減を受けられる対象が拡大

均等 5割軽減 基礎控除額(33万円)+27万円×被保険者数 割額 2割軽減 基礎控除額(33万円)+49万円×被保険者数

均等割額は、世帯の軽減判定所得基準が引上げられ、5 割軽減は被保険者数に乗ずる金額が26.5万円から27万円 に、2割軽減は48万円から49万円に変わり、軽減を受け られる対象者が拡大します。

※均等割額の特例の軽減率である9割軽減と8.5割軽減は 今年度も継続されます。

家族の会社の健康保険などの被扶養者だった人

※後期高齢者医療保険に加入する前日(一般的には75歳になる前日)時点。

均等割額の軽減率が9割から7割へ

- ※所得割額の負担はありません。
- ※所得の低い人への均等割額9割、8.5割軽減に該当する 場合は、そちらが優先されます。



市税の納め忘れに注意! 計画的な納付をお願いします

▶問い合わせ **2**0287(62)7190

5月に固定資産税と軽自動車税の納税通知を発送しました。今年度の市税の納期限は以下のとおりです。

期限内の納付が難しい場合は、事前に収税課に相談してください。納税計画を立てる場合であっても、1年以内の完納 が原則です。また、納税相談の際には、収支や財産の状況が分かる資料を持参してください。

【市税などの納期限の一覧】

	5月	6月	7月	8月	10月		11月	12月	1月	2月
市県民税 (普通徴収)		1期 (30日)		2期 (31日)		3期 (31日)			4期 (31⊟)	
固定資産税	1期 (31日)		2期 (31⊟)					3期 (25日)		4期 (28⊟)
軽自動車税	1期 (31日)									
国民健康保険税 後期高齢者医療 保険料(普通徴収)			1期 (31⊟)	2期 (31⊟)	3期 (2⊟)	4期 (31⊟)	5期 (30⊟)	6期 (25⊟)	7期 (31⊟)	8期 (28⊟)
介護保険料 (普通徴収)			1期 (31⊟)	2期 (31日)	3期 (2⊟)		4期 (30日)	5期 (25日)	6期 (31⊟)	

納期限を過ぎると…

督促状や催告書の発送

納期限を過ぎても納付がない人に、督促状・催告書の送付、電話催告、自宅への 訪問を行います。督促状を送付後、10日を経過した日までに納付がなければ、財 産調査や差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。

平成29年5月20日号 平成29年5月20日号